



議会だより

鎌倉市議会

〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号

電話：0467(23)3000 内線 2448 FAX：0467(23)5825

鎌倉市議会ホームページ…………… [鎌倉市議会](#) [検索](#)

編集発行：鎌倉市議会広報委員会

平成26年7月臨時会（7月31日）

9月定例会（9月3日～26日）

平成25年度一般会計及び6特別会計決算を認定

●定例会等の概要

○7月臨時会では、補正予算議案の原案訂正を承認し、新たな補正予算議案1件を可決しました。

○9月定例会では、16名の議員が一般質問を行いました。

- ・市長提出議案として、条例関係議案12件、補正予算議案8件、その他議案4件を可決。鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部改正条例議案を修正可決。平成25年度一般会計ほか6特別会計決算を認定しました。
- ・議会提出議案として、「神奈川県に対し、子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害者への医療支援を求める意見書の提出について」ほか1件を可決、陳情3件を採択しました。

●定例会等の主な動き

7月臨時会／本会議、総務常任委員会…議案上程、委員長報告、採決（4面）

9月定例会／本会議（9/3～8）……………一般質問、議案上程、採決（2～4面）

各常任委員会（9/9～12、26）……………議案・陳情審査等（3～4面）

廃棄物有料化補正予算等審査特別委員会（9/16）…議案審査（1・4面）

決算審査特別委員会（9/17～22）……………決算認定議案審査（3～4面）

本会議（9/26）……………委員長報告、議案上程、採決（3～4面）

ごみの有料化に関する特別委員会を設置 ～ 鎌倉市議会ってどんなところ？ Vol.10 ～

特別委員会ってどんな委員会？

特別委員会は、審査する事項が決まっている常任委員会とは別に、2つ以上の常任委員会に関係する事項や、特に重要な事項など、特定の事項を審査するため必要がある場合に、本会議での議決により設置されます。

【例えば、予算等審査特別委員会、決算審査特別委員会、議会基本条例の制定に関する調査特別委員会など】

家庭系ごみの有料化と議会の動向

平成25年9月定例会

家庭系ごみの戸別収集・有料化実施の計画を見合わせることを求めることに関する決議を可決(多数)

平成26年2月定例会

平成26年10月から家庭系ごみの有料化(以下「有料化」)を先行実施する条例改正議案が提出されたが、委員会での審査中に撤回され、新年度予算の有料化に関わる部分が減額訂正された

平成26年6月定例会

平成27年1月から有料化を先行実施する条例改正議案と補正予算議案が提出され、条例改正議案は可決(多数)、補正予算議案は慎重な審査を必要とするとして継続審査とした

平成26年7月臨時会

継続審査としていた補正予算議案から、有料化以外の部分が切り離され、新たな補正予算議案として提出され、可決(総員)(有料化に関する補正予算議案は引き続き継続審査)

平成26年9月定例会

有料化開始時期を平成27年1月から4月に変更する条例改正議案が提出され、継続審査となっていた有料化に関する補正予算議案とともに、議会全体としてより丁寧・慎重に審査すべきとして廃棄物の有料化に関する補正予算等審査特別委員会を設置

<有料化の背景>

循環型社会を構築するため、3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進し、平成8年度には年間約7万トンあったごみ焼却量は、平成25年度には36,622トンとなり、市民の皆様の協力のおかげで、リサイクル率は全国トップレベルを維持しています。

しかしながら、市内2カ所にあるごみ焼却施設は老朽化しており、今泉クリーンセンターは平成27年3月に焼却を停止し、もう一方の名越クリーンセンターで焼却できる量は年間3万トン以下であるため、さらなるごみの減量が課題となっています。

市では、ごみの発生抑制や再生利用の促進、排出量に応じた公平化等の視点から、ごみの有料化が発生抑制等に効果がある重要な施策としています。



かまくら3R推進
マスコットキャラクター

廃棄物の有料化に関する補正予算等審査特別委員会の審査結果

議案第58号 鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について【可決(多数)】

議案第17号 平成26年度鎌倉市一般会計補正予算(第2号)【可決(多数)】

※本会議の議決結果は4面をご覧ください

委員会での委員からの主な意見

【主な賛成意見】

- ・有料化の実施に当たっては、市民への丁寧な説明など理解を得る取り組みが必要
- ・現行のごみ処理基本計画における最重要施策の一つであり、今泉クリーンセンターの焼却停止が今年度末に控える中で、計画に遅滞を及ぼす事態は避けなければならない
- ・公平性を担保するために、有料化という施策が有効であり、長期的かつ全体的な視点で事業を行うべき

【主な反対意見】

- ・費用対効果のよくない有料化を進めるべきではなく、有料化により徴収した手数料の明確な使途が示されないこの提案は税金の二重取りともいえる
- ・有料化を実施する前にやるべきことがある中で、解決策を市民に押し付けるのは賛成できない
- ・ごみが減り、市民の意識が変わっても、有料化を続けていくことの姿勢に問題がある

廃棄物有料化補正予算等審査特別委員会委員

委員長	渡 辺 隆 (みんなの鎌倉)
副委員長	吉 岡 和 江 (日本共産党鎌倉市議会議員団)
委 員	長 嶋 竜 弘 (草莽の会)
	保 坂 令 子 (神奈川ネットワーク運動・鎌倉)
	上 島 寛 弘 (自由民主党鎌倉)
	西 岡 幸 子 (公明党鎌倉市議会議員団)
	池 田 実 (鎌倉みらい)
	永 田 磨 梨 奈 (鎌倉夢プロジェクトの会)
	小 野 田 康 成 (鎌倉夢プロジェクトの会)
	久 坂 くにえ (みんなの鎌倉)

一般質問

一般質問とは、市の事務や市が抱える課題等について市長などにたずぬもので、**9月定例会では16名の議員が一般質問を行いました。**ここでは広報委員会で、事項別に整理した一部の内容を掲載しています。

一般質問の全文は、12月上旬作成予定の本会議録を図書館や鎌倉市議会ホームページ内「会議録検索システム」でご覧ください。

山田 直人	……	「社会基盤施設白書及び維持管理基本方針の策定について」「歴史的風致維持向上計画の策定について」
吉岡 和江	……	「子育て支援について」「安全・安心 健康に暮らしていけるまちをめざして高齢者保健福祉計画との関連で」「開かずの踏切について」「国から移管される高齢者の要支援について」「障害者福祉にも定期巡回型介護のようなものを」「移動支援を月単位ではなく年単位にして欲しい」「段葛と八幡宮」
日向 慎吾	……	「海水浴場について」「防災等について」「子供たちの環境等について」「市有財産等について」「事務執行等について」「安全・安心等について」
中澤 克之	……	「女性の活躍と父親の育児参加」「市役所内における政治活動・政党活動の是正」「鎌倉市社会福祉協議会労働組合と自治労の不当要求の是正」「海水浴場の在り方と風紀維持」「暴力団排除と反社会勢力対策」「公の歴史教育（主に近現代史）」「市長の政治姿勢等」
西岡 幸子	……	「市長の政治姿勢について」「安全で安心なまちづくりについて」「人事管理について（給与・手当を含む）」「着地型観光事業における不適切な事務処理とそれに関する疑義について」「外部監査制度導入について」
上島 寛弘	……	「本庁舎をはじめとする公共施設再編計画について」「生活困窮者自立支援法施行に向けて」「ごみ問題について」「鎌倉市公共施設再編計画について」「海に浮かぶ二つの原子炉から市民の生命と安全をはかるために（その2）ーヒロシマ・ナガサキ・フクシマをくり返さないためにー」
大石 和久	……	「市民ニーズに応える予算編成のあり方」「教育環境条件整備」「インクルーシブ社会をめざして」
池田 実	……	「鎌倉市における「公共施設等総合管理計画」の推進について」「会議の公開、ホームページ掲載情報等市政情報の提供について」「エネルギー実施計画について」「防災について」「危機管理について」
高橋 浩司	……	
渡邊昌一郎	……	
三宅 真里	……	
赤松 正博	……	
竹田ゆかり	……	
納所 輝次	……	
保坂 令子	……	

海水浴場について

本市における海の家について、次のような質問が行われました。

質問：ことしの海水浴客数は昨年と比較してどうか。

市民活動部長：ことしの海水浴客数は、約92万7千人と、

昨年度の約102万8千人よりも約10万人少ない状況となった。

質問：市への苦情件数と主な内容を聞かせて欲しい。

同部長：ことしは苦情が60件と、昨年のほぼ倍の件数となっている。海水浴客のマナーや風紀に関するものが42件あり、主な内容としては条例ができたのに入れ墨を露出させている、海水浴客のマナーがひど過ぎるの

というものであった。

質問：営業時間に関するところの状況と今後の課題は。

同部長：営業時間に関しては海の家

の家の営業ルールにより、例年どおり午後10時までと守されたと思っている。しかし、隣接市の海水浴場と比較して、本市の海の家の営業時間が長いことが、課題

とされている。

質問：ことし新たに取引組んだイベント審査会について、審査された件数及びその開催状況は。

同部長：4月から7月までに5回開催した。計257件のイベントの審査を行い、252件のイベントを承認した。

公共施設について

本市における公共施設について、次のような質問が行われました。

質問：公共施設等総合維持管理計画とはどのようなものか。

経営企画部長：本年4月に総務省から当該維持管理計画の策定要請があり、市が所有する全ての公共施設等を対象に、その現状把握、更新、統廃合、長寿命化など管理に関する基本的な考え方を記載し、10年以上の長期的なものを策定すること

質問：ことしの海水浴場にどのような印象を持ち、来年に向けての課題をどのように捉えているのか。

市長：マナーの向上に関する条例については、ポスター等による周知に加え、職員と委託警備員が巡回してマナー遵守を呼びかけるなどにより、迷惑行為の減少に一定の成果がみられたと考えている。海の家において、騒音対策は徹底されたと思う。

その他、昨年と比較すると、クラブ営業の禁止をすることによって健全化が進んだと評価するが、事前のイベント審査会において承認していない出演者が加わった事例等があったため、再発の防止が課題となっている。また、過度に飲酒をした海水浴客によるマナー違反が目立った点などが課題

と思っている。ことしの検証を行い、来年に向けて条例の見直しを含めて検討してまいりたい。

防災について

本市における防災対策について、次のような質問が行われました。

質問：ことし4月に内閣府が避難勧告等の判断・伝達マニュアルを改定したが、本市ではこのガイドラインに沿った対応はどうなっているか。

防災安全部長：改定の主な変更点は、避難に関する考え方を改めて整理し、災害から命を守る行動が避難行動であることを明確にした。

本市でも避難勧告等の判断基準を分かりやすく設定している。なお、大雨警報等が発表された場合は、まず、防災安全部職員が参集し情報収集に当たるとともに、災害対策本部員が天候の急変等に備え参集できるよう、一斉メールで伝達している。

また、消防においても管理職が待機し、準備の体制を敷いている。理事者は事

の目的は、施設の機能、配置、利用及び稼働状況、運営費、老朽化などを把握するもので、盛り込む内容は、施設の数、状態、管理手法、維持管理計画・費用・課題の整理・在り方などを予定している。

なお、この白書を今年度中にまとめ、他の個別計画とともに、来年度に社会基盤施設マネジメント計画を策定していきたい。

質問：公共施設再編計画の目的と意義、盛り込まれる内容はどのようなものか。

都市整備部長：社会基盤施設とは、道路、橋、下水道、河川などで、施設白書作成

業務局の報告を踏まえ、災害警戒本部や災害対策本部（※）を設置することとしており、実質的に国の指針の趣旨に沿った必要な体制は確保されているものと考えている。

質問：神奈川県が指定した土砂災害警戒区域は、本市では414カ所に上り近隣市と比較しても多いが、市の対策はどうなっているか。

同部長：平成24年2月に土砂災害ハザードマップを作成して全戸配布し、警戒区域の周知と避難の重要性について啓発を行った。また、子ども関連施設において土砂災害避難訓練を実施するなど施設管理者の防災意識の向上にも取り組んだ。さらに、土砂災害の専門家を

防災危機管理アドバイザーに委嘱して本市の地質や地形の特性を踏まえた助言を得て、災害予防の観点から

リックコメントに付し、その後、一部修正を行い、年度内に同計画を確定したい。

質問：この再編計画の計画期間はいつまでなのか。

同部長：今後40年を見越した計画である。

質問：本市の公共施設の在り方についての議論は、芸術文化、スポーツなど様々な分野で行われたのか。

同部長：公共施設の再編に当たり、基本方針として、施設と機能の分離を考えており、従来どおり1施設1サービ

の検討を行っている。

質問：雨や地震などの影響で地盤が緩み、突然斜面が崩れ落ちる可能性の高い急傾斜地崩壊危険区域に対する本市の取り組みについて伺いたい。

同部長：神奈川県調査では、市内で危険区域の指定要件を満たす295カ所のうち、工事が完了している調査箇所は54カ所である。また、崩壊防止工事のために神奈川県

の指定を受けた箇所は市内に92カ所あり、うち工事実施済みが74カ所、未施工が18カ所となっている。新たな区域指定について要望がある場合は、市が説明会を開催し、住民の指定陳情書を取りまとめて県に要望書を提出することで区域指定の促進を図っている。

質問：南海トラフ地震防災対策特別措置法に基づき、本市は津波避難対策特別強化地域に指定されているが、指定された市が作成するこ

率よく使っていくことで、市民サービスをしながらコストを抑え将来的な負担も抑えていくという考え方で議論をしてきた。

質問：公共施設等総合維持管理計画が策定された場合、全施設の情報を1カ所に集約して、総合的に管理する対応、マネジメントシステム体制の構築が必要と考える

同部長：現在、本市の公共施設の維持管理については、各施設の所管課等でそれぞれ管理しており、全庁的な管理に係る情報共有はできていない。今後、全庁的なファシリテーターマネジメントを実現するうえで、体制構築が非常に重要であり、今年度策定予定の公共施設再編計画の中でも、その体制づくりを提案していく予定であり、計画策定に合わせ、検討していきたい。

となる津波避難対策緊急事業計画とはどのようなものか。

同部長：初めに、南海トラフ地震防災対策推進計画として、防災上、緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項や国・地方公共団体その他の関係者との連携協力の確保に関する事項を策定するとともに、津波避難対策緊急事業計画として、津波避難場所や避難施設、避難路などの整備に関する緊急事業について策定することになる。これらの計画の策定に当たっては、災害時に円滑な避難行動がとれるように、地域住民との意見交換などの機会を設けていきたい。

平成25年度決算を審査

一般会計及び6特別会計決算を認定

今定例会では、市長から平成25年度の一般会計及び6特別会計決算の認定議案が提出されました。

決算特別委員会の設置

議会は、9月8日の本会議



決算特別委員会委員

決算特別委員会での審査

決算特別委員会では、9月17日、18日、19日、22日の4日間にわたり、予算審査における議会の指摘事項の反映状況や、実施計画の進捗状況などを中心に、担当部課等への質疑を行い、重要課題については市長に出席を求め、その見解をいただきました。

審査後、採決を行い、一般会計決算及び後期高齢者医療事業特別会計決算は多数の賛成により認定、下水道事業、大船駅東口市街地再開発事業

国民健康保険事業、公共用地先行取得事業及び介護保険事業特別会計決算は総員の賛成により認定しました。

国民健康保険事業、公共用地先行取得事業及び介護保険事業特別会計決算は総員の賛成により認定しました。

な情報提供が必要であるとともに、共助の観点から、地域の実情にあつた避難計画を作成すべきである。よつて、市は、市民に対する情報提供の在り方を十分に研究し、確実な避難行動につながる行動手

度当初に待機児童を生む結果となり、また、増加傾向であることから、小学校の余裕教室を活用するなど、施設整備の検討を早急に行つよう要望する。

9月26日の本会議において、委員長から審査経過及び結果が報告されました。一般会計決算議案に対しては、次の2つの意見が付されました。

○災害時の避難体制について
各種自然災害の脅威に対して、市民の安全・安心を確保するためには、正確かつ迅速

その後、7会派から討論として決算議案に対する賛否の意見が表明され、引き続き採決を行った結果、一般会計決算及び後期高齢者医療事業特別会計決算を多数の賛成により認定、下水道事業ほか4件の特別会計決算を総員の賛成により認定しました。

○学童の待機児童対策について
本市の学童保育事業においては、平成25年度、初めて年

○学童の待機児童対策について
本市の学童保育事業においては、平成25年度、初めて年

○学童の待機児童対策について
本市の学童保育事業においては、平成25年度、初めて年

可決した意見書

議会は、地方自治法第99条の規定に基づき、地方公共団体の公益に関することについて、意見書を国会または関係行政庁に提出することができます。今定例会では次の意見書を可決し、鎌倉市議会として関係機関に送付しました。

神奈川県に対し、子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害者への医療支援を求める意見書

2013年3月に予防接種法が改定され、同年4月より子宮頸がん予防ワクチンが定期接種となった。国は、唯一予防できるがんとして、当該ワクチン接種を推奨してきたが、全国で接種後の健康被害が報告され、社会問題となっている。厚生労働省は、同年6月に、当該ワクチンの接種を「積極的に勧奨しない」としたが、いまだ安全性の立証に至っておらず、健康被害に遭われた方々への補償は行われていない。

本年6月1日から、横浜市は、子宮頸がん予防ワクチンの接種後、原因不明の症状を有し、日常生活に支障が生じている方への独自の医療支援を始めた。神奈川県内に住みながら、当該ワクチン接種後に健康被害に遭われた方の救済に地域格差が生じることは好ましいことではない。県内に住む被害者及びその家族は、現在まで多大な苦しみと経済的な負担を強いられている。

そこで、神奈川県におかれては、国に対して子宮頸がん予防ワクチン接種後の健康被害者に対しての医療支援を早急に実施するよう働きかけるとともに、国が医療支援を実施するまでの間、当該ワクチンを接種した後に原因不明の症状があらわれ、日常生活に支障が生じている方々に対して、神奈川県独自に医療支援を実施することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

鎌倉市議会

神奈川県に対し、子ども・子育て支援新制度における民間保育所運営費補助金制度の継続を求める意見書

2012年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立した。この3法に基づき、幼児期の教育や保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が、2015年4月からスタートする。新制度は、一人一人の子供が健やかに成長することができる社会の実現を目指して創設されるものである。財源としては、消費税率の10%引き上げによって確保する約0.7兆円が恒久的に充てられる。しかし、待機児童解消のための施設整備と保育の質の改善のためには、0.7兆円では足りず、1兆円を超える財源が必要であり、政府はその確保に最大限努力することが求められているところである。

神奈川県では、これまで民間保育所に対する支援として、市町村と協調し、保育士の加配など、より質の高い保育を行うため、民間保育所運営費補助金制度を実施してきた。しかし、県においては、新制度に移行する中で、この民間保育所運営費補助金制度の廃止を検討している。

これまで鎌倉市の待機児童対策、子育て支援に御尽力いただいている民間保育所が、安定的に一人一人の子供に質の高い保育が実現できるよう、県におかれては、これまでどおり民間保育所運営費補助金制度を継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年9月26日

鎌倉市議会

鎌倉市議会からのお知らせ

◇かまくら議会だより 音声版・点訳版のご案内

「かまくら議会だより」は、鎌倉朗読・録音奉仕会と鎌倉市点訳赤十字奉仕団のご協力により、音声版(収録テープ・デジター)と点訳版を作成しています。ご希望の方は議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

◇請願・陳情の出し方

市民の皆さんの意見・要望を、市議会を通して行政に反映させる制度として請願と陳情があります。請願は1人以上の紹介議員の署名が必要ですが、陳情は不要です。提出に当たっては、所定の様式があるため、事前に議会事務局議事調査担当までお問い合わせください。

提出の締め切り…提出はいつでも可能ですが、定例会初日の前日までに提出された場合はその定例会で審査し、それ以降の提出の場合は次回定例会での審査となります。

鎌倉市議会事務局 議事調査担当

電話：0467(23)3000 内線2448
FAX：0467(23)5825
メール：gikai02@city.kamakura.kanagawa.jp

本会議・委員会映像公開中です！

鎌倉市議会では、本会議及び各常任委員会等について生中継を行っています。(録画映像も見ることができます。)

鎌倉市議会ホームページはこちら！

<http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gikai/> または、

鎌倉市議会

検索

陳情の議決結果

今定例会では、新たに11件の陳情が提出され、3件を採択、3件を継続審査とし、5件を全議員に配付しました。

採択した陳情

◇鎌倉市由比ガ浜4丁目大型施設に伴い地域住民の安全確保を求める陳情

由比ガ浜四丁目計画されている大型商業施設が建設された場合、迂回するために周辺の道幅が狭い道路を通行する車両が予測されることから、交通渋滞はもとより歩行者等の安全確保のために、駐車台数の削減等諸課題の解決に向け、事業者及び関係機関が尽力することを求めるもの

陳情の要旨

◇平成27年度における「重度障害者医療費助成制度継続」についての陳情

平成27年度も引き続き当該制度を継続するとともに障害児者が負担なく医療を受けることができるよう求めるもの

◇新ごみ焼却施設の建設用地について適正な判断を求める陳情

新ごみ焼却施設用地の検討において、候補地の一つになっている野村総合研究所跡地への建設は市の行政計画等との整合性を欠くものであり、検討に当たっては、公正かつ適切な判断が求められることから、生活環境整備審議会及びごみ焼却施設用地検討部会に対し、適切かつ十分な説明を行うことを求めるもの

陳情の要旨

新ごみ焼却施設用地の検討において、候補地の一つになっている野村総合研究所跡地への建設は市の行政計画等との整合性を欠くものであり、検討に当たっては、公正かつ適切な判断が求められること

から、生活環境整備審議会及びごみ焼却施設用地検討部会に対し、適切かつ十分な説明を行うことを求めるもの

委員会及び本会議の審議結果委員会、本会議ともに総員により採択

委員会及び本会議の審議結果委員会、本会議ともに総員により採択

委員会及び本会議の審議結果委員会、本会議ともに総員により採択

委員会及び本会議の審議結果委員会、本会議ともに総員により採択

委員会及び本会議の審議結果委員会、本会議ともに総員により採択

委員会及び本会議の審議結果委員会、本会議ともに総員により採択

用語の解説

※印の用語について解説します。

災害発生時の組織体制であり、災害の発生の際のある場合、また発生した場合に、その規模や被害等の状況に応じて、段階的に組織体制を移行する。

まず、災害の発生の恐れのある場合や災害が発生した場合で、その被害程度などが不明な初期の段階では、災害警戒体制をとり、被害等が予測される場合は、災害警戒本部を設置する。大規模な被害が予測される場合や、すでに大規模な被害等が発生し、市役所全体で対応が必要となった場合は、速やかに災害対策本部の設置に切り替え、情報収集や活動方針の決定等がされる。

議決された主な議案等

※下記以外の議案等への賛否については、議会事務局へお問い合わせください。○：賛成　－：反対　退：退席

会 派 名					鎌倉プロジェクトの会 夢					みんなの鎌倉			鎌倉市明議会党			鎌倉みらい		草莽の会		鎌倉市共同議産団会党		神奈川労働組合		自由民主党		無所属														
議 員 名					◎高橋 浩司					◎渡辺 隆			◎大石 和久			◎山田 直人		◎岡田 和則		◎吉岡 和江		◎三宅 真里		◎中澤 克之		千 一		松中 健治												
主 な 議 案 等					議決結果		日向 慎吾		永田 磨梨奈		小野田 康成		河村 琢磨		中村 聡一郎		久坂 くにえ		西岡 幸子		納所 輝次		池田 実		前川 綾子		長嶋 竜弘		渡邊 昌一郎		赤松 正博		保坂 令子		上畠 寛弘		竹田 ゆかり			
臨時会 7月	9月定例会	予補正	第28号	平成26年度鎌倉市一般会計補正予算（第1号） （川崎競輪事業撤退に係る解決一時金の追加等）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			第40号	鎌倉市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			第41号	鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
			第45号	鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について（上／修正案 下／修正部分を除く原案）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
					可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			第58号	鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			予補正	第17号	平成26年度鎌倉市一般会計補正予算（第2号） （家庭系ごみ有料化実施に係る経費の追加等）	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
			決算	第33号	平成25年度鎌倉市一般会計歳入歳出決算の認定について	認定	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			議案会	第6号	神奈川県に対し、子ども・子育て支援新制度における民間保育所運営費補助金制度の継続を求める意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			陳情	第16号	鎌倉市由比ガ浜4丁目大型施設に伴い地域住民の安全確保を求める陳情	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
第20号	新ごみ焼却施設の建設用地について適正な判断を求める陳情	採択		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			

※平成26年8月20日付で「みんなの鎌倉」の代表者は渡辺隆議員に変更

7月臨時会
7月31日開催

緊急に議会の議決を必要とする案件が生じたため7月31日に臨時会が開かれ、6月定例会において継続審査となっていた一般会計補正予算議案の原案訂正がなされ、これを承認するとともに、市長から新たに一般会計補正予算議案1件が提出されました。議案の主な内容は次のとおりです。

一般会計補正予算（第1号）
新たな人事・給与制度実施までの経過措置として、職員人件費の暫定削減を行うことによる減額をすることともに、マイナンプール対応に係る経費及び川崎競輪事業撤退に係る解決一時金の追加などをしようとするものです。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

9月定例会

今定例会では、議員から2件の議案が、市長から31件の議案が提出されました。主な議案の内容及び議会における議決結果は次のとおりです。

議員提出議案
神奈川県に対し、子ども・子育て支援新制度における民間保育所運営費補助金制度の継続を求める意見書の提出について

子ども・子育て関連3法の成立を受け、平成27年4月からの「子ども・子育て支援新制度」の制度開始に伴い、県が実施してきた民間保育所運営費補助金制度の廃止が検討されていることから、安定した質の高い保育を実現するためにも、これまでどおり補助金制度を継続することを要望するものです。

議会では、総員の賛成により、原案を可決しました。

鎌倉市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本市の人事・給与制度について、年功的な要素が強い現行制度から、職務職責を重視した人事・給与制度へと転換するため、所要の改正を行うようとするものです。また、付則において、経過措置として、職務級の再編による切り替えにより、給与の大幅な減額が生じる職員には、段階的に給与を引き下げる激変緩和措置を、最長平成32年9月まで実施しようとするもので、本年10月1日から施行しようとするものです。

本議案については、付託先の総務常任委員会において、付則に規定した激変緩和の経過措置を削除等する内容の修正案が総員の賛成により可決されました。

議会では、多数の賛成により、修正案を可決するとともに、総員の賛成により、修正部分を除く原案を可決しました。

その後、本議決を受け、市長から、地方自治法第176条第1項の規定に基づく再議

（※）の申し出があり、再度可否について諮ったところ、20名の議員の賛成により、さきの議決のとおり決しました。鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年6月定例会において可決し、公布された鎌倉市廃棄物の減量化、資源化及び処理に関する条例の一部を改正する条例について、家庭系ごみの有料化等の実施に係る補正予算が成立していないことから、条例の施行日を27年1月15日から、同年4月1日に変更しようとするものです。

議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

補正予算
一般会計補正予算（第2号）
家庭系ごみ有料化実施に係る経費及び家庭系製品プラスチック資源化に係る経費などの追加等をしようとするもので、歳入歳出ともに5986万5千円を増額し、補正後の総額は607億3230万円となります。

議会では、多数の賛成により、原案を可決しました。

【訂正とおわび】
前号（第226号）第2面「一般質問」の記事のうち「ごみ問題」の中の部長答弁中、ごみ処理基本計画で掲げた焼却目標量「3万7210トン」とあるのは、「3万721トン」の誤りでした。おわびして訂正いたします。

伝えるできるかを、新しい情報伝達手段も含めて、毎号活発に議論しているところです。今後も、市民の皆様にとってより身近な議会となるよう、最善の努力をまいります。（池田 実）

議会広報委員会
委員長 上畠 寛弘
副委員長 河村 琢磨
委員 保坂 令子
委員 西岡 幸子
委員 池田 実
委員 渡邊 昌一郎
委員 小野田 康成
委員 吉岡 和江